

証券コード 6531  
平成 28 年9月8日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋人形町三丁目 10 番 1 号  
リファインバース株式会社  
代表取締役社長 越智 晶

### 第 13 期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第 13 期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

敬具

#### 記

1. 日時 平成 28 年9月 23 日(金曜日)午後2時(受付開始 午後1時 30 分)
2. 場所 東京都中央区日本橋人形町三丁目 10 番1号 かしきち人形町ビル6階  
リファインバース株式会社本社会議室
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第 13 期(平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日まで)事業報告、連結計算書類  
並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第 13 期(平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日まで)計算書類報告の件

以上

---

本株主総会における会議の目的事項は、上記のとおり報告事項のみとなりますので、あらかじめご了承くださいませよう、お願い申しあげます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申しあげます。

なお、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.r-inverse.com/>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事 業 報 告

(平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ①事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、不安定な国際情勢や為替・株価の乱高下などの懸念材料があるものの、企業収益の回復や雇用・所得環境の改善により、緩やかな回復基調で推移しております。また、当社グループの事業領域に係る不動産・建築市場につきまして、建築着工床面積は緩やかに回復、オフィスビル等の空室率も回復傾向にあります。

このような状況を反映して、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、再生樹脂製造販売事業においては、バージン樹脂製品価格が原油安により下落傾向にありながらも相対的割安感から引き続き原料製品に対する引き合いは強く、順調に受注を獲得しており、また、産業廃棄物処理事業においても、新規顧客の獲得、既存顧客での取引拡大、内装解体事業の受注増加などを通じ、順調に推移してきました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高 2,120,959 千円(前期比 17.2%増)、営業利益 267,081 千円(前期比 48.6%増)、経常利益 247,047 千円(前期比 65.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益 164,777 千円(前期比 135.0%増)となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

##### (再生樹脂製造販売事業)

再生樹脂製造販売事業につきましては、企業の新築オフィス物件への移転や拠点統合等の動きが見られ、使用済みタイルカーペットの調達量も順調に推移しました。

また、原状回復時のタイルカーペットの張り替え件数が増えていることに加え、インテリア業界においては環境対応製品に対する需要が着実に増加しております。その基礎原料として当社グループの製品が確固たる地位を確立しており、当社再生樹脂に対する需要は増加しております。併せて設備稼働率の向上による原価低減効果も出現しておりますが、一方で新規事業に対する研究開発費やコーポレート費用が増加したため、売上高は 747,480 千円(前期比 6.7%増)、セグメント売上総利益は 274,989 千円(前期比 15.1%増)、セグメント損失は 1,073 千円(前期は 6,394 千円のセグメント利益)となりました。

##### (産業廃棄物処理事業)

タイルカーペトリサイクルに関連したオフィス系改修工事に伴う内装系廃棄物処理は堅調に推移しております。またインバウンド需要に関連した商業施設やホテル等の大型改修工事等の受注も増加していることに加えて、市場が拡大しているマンション等のリフォーム・リノベーション案件において解体工事から収集運搬・中間処理までの一括受注体制の強化が業績に寄与しております。

その結果、売上高は 1,373,479 千円(前期比 23.8%増)、セグメント売上総利益は 386,576 千円(前期比 34.9%増)、セグメント利益は 227,397 千円(前期比 70.0%増)となりました。

## 事業別売上高

区 分	第 12 期 (平成 27 年6月期) (前連結会計年度)		第 13 期 (平成 28 年6月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
再生樹脂製造販売事業	千円 700,226	% 38.7	千円 747,480	% 35.2	千円 +47,254	% 6.7
産業廃棄物処理事業	1,109,163	61.3	1,373,479	64.8	+264,316	23.8
合 計	1,809,389	100.0	2,120,959	100.0	+311,570	17.2

### ②設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は 106,359 千円であり、セグメント別の設備投資の概要は以下のとおりであります。

#### (再生樹脂製造販売事業)

再生樹脂製造販売事業において 55,143 千円の設備投資を実施しました。

主として高分離精製プラントの実証プラントに関わるものであり、実証プラント周りの配管工事等 3,946 千円、主要な機械装置として遠心分離機 15,000 千円、フィルタープレス機 9,850 千円などを取得しております。

#### (産業廃棄物処理事業)

産業廃棄物処理事業において 51,216 千円の設備投資を実施しました。

主として収集運搬のための車両購入であり、31,702 千円の設備投資を実施しました。

### ③資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として 170,000 千円の調達を行いました。

## (2) 財産及び損益の状況

区 分	期 別	第 10 期 (平成 25 年6月期)	第 11 期 (平成 26 年6月期)	第 12 期 (平成 27 年6月期)	第 13 期 (当連結会計年度) (平成 28 年6月期)
売 上 高(千円)		562,856	1,702,227	1,809,389	2,120,959
経 常 利 益(千円)		33,776	102,666	149,030	247,047
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失(△) (千円)		△91,231	68,803	70,111	164,777
1株当たり当期純利益又は当期純 損失(△) (円)		△439.33	53.41	54.42	127.90
総 資 産(千円)		267,562	1,340,321	1,403,251	1,492,569
純 資 産(千円)		△501,461	54,099	124,211	288,988
1株当たり純資産額 (円)		△14,108.13	△2,683.73	△2,509.71	224.32

(注) 1. 第 11 期より連結計算書類を作成しておりますので、第 10 期の各数値は単体ベースで記載しております。

2. 「1 株当たり当期純利益」の算定に当たり、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基

準適用指針第4号)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い(実務対応報告第9号)」を適用しております。当社は、平成28年5月11日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

3. 当社は、平成28年5月11日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

期別 区分	第10期 (平成25年6月期)	第11期 (平成26年6月期)	第12期 (平成27年6月期)	第13期 (平成28年6月期)
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	△87.87	53.41	54.42	127.90
1株当たり純資産額(円)	△2,821.63	△2,683.73	△2,509.71	224.32

(3) 重要な親会社及び子会社の状況  
重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権 比率 (%)	主要な事業内容
株式会社ジーエムエス	71,000	100	産業廃棄物処理事業
インバースプロダクツ株式会社	50,000	100	再生樹脂製造販売事業

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、日本経済が景気回復基調であることや、2020年東京オリンピックが開催されることから、産業廃棄物及びオフィス建材のマーケットは増加していく一方で、本マーケットにおいて競争の激化が予想されます。このような事業環境において、当社グループが今後も継続的な成長と企業価値の向上を図っていくため対処すべき課題は、以下の項目と認識しております。

(a)使用済みタイルカーペットの安定的確保について

現状、使用済みタイルカーペットの調達については関東地域のみで行っているため、更なる安定的な調達手段の確保のために、既存取引先への搬入数量の増加を図るための営業提案を行うとともに、使用済みタイルカーペットの調達地域を全国に拡大することで安定的な調達手段の確保及び調達量の増加を図ってまいります。

(b)販売数量の拡大について

グリーン購入法の特定調達品目やエコマークの基準改定の影響から、各タイルカーペットメーカーからの当社製品に対する引き合いが増えてきております。当社グループとしては、今後も当社製品に対する引き合いが引き続き増加すると想定しており、増加した需要に対応できるよう、引き続き積極的に設備増強等を行うことで生産能力を増強し、販売数量の拡大を図ってまいります。

(c)販売価格の向上について

環境対応製品の市場拡大に伴い当社製品に対する需要が旺盛なことや、石油由来のバージン樹脂に対する価格優位性など樹脂販売価格向上を目指す環境が整ってきております。当社グループでは、更なる当社製品の品質改善を行うことで当社製品の価値を高めつつ、これらの環境を活かして、収益性の更なる向上を図ってまいります。

(d)更なるコスト競争力の強化

今後競争の激化も予想されるなか、当社グループとしては①従来廃棄処分をしていた原材料の活用による歩留まりの向上や生産ラインの稼働率向上、オペレーションの効率化による人件費圧縮などの施策を実行することによる製造原価の削減及び、②オフィスの移転に伴うタイルカーペットの撤去から施工まで一貫して受注できる体制を構築することにより、途中における選別作業コストを削減することで、抜本的なコストの削減を図ってまいります。

(e)新規領域への進出(再生ナイロン)について

現在は、使用済みタイルカーペットから再生塩化ビニル樹脂を精製した場合、ナイロン部分を廃棄しております。当社グループとしては、当該ナイロン部分の再生実現にも取り組んでおり、現在は研究開発段階ではありますが、将来的には、再生樹脂と同様、タイルカーペットメーカーへの販売を行うことで売り上げの拡大を図ってまいります。

(f)新規産業廃棄物を対象とした再生ビジネスの展開(ターポリン等)

本事業は使用済みタイルカーペットを原料とした事業モデルであり、使用済みタイルカーペットの排出量が事業の成長限界点となるため、高い成長性を維持するためにはタイルカーペット以外のリサイクル事業の構築を重要な課題として認識しております。当社グループとしては、現在使用済みタイルカーペットで活用している技術は汎用性のある技術であり、他の素材のリサイクルにも活用可能であるため、研究開発を進めています。現在検討している他の素材ではターポリン(繊維織物と樹脂の複合製品)やダスコンマット、自動車エアバッグ、CFRPなどのリサイクルが行われていない複合樹脂製品の再資源化を検討しております。

(g)組織体制・人材の強化等

今後当社グループとして、事業の拡大への対応、内部管理体制の更なる強化が重要課題となることを認識し、社員研修制度の充実、公正な人事制度の確立などに取り組むことで、将来、当社グループの核となる優秀な人材の確保・育成を図るとともに、事業をより効率的かつ安定的に運営していくため、適宜、組織体制の最適化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容(平成 28 年 6 月 30 日現在)

事業区分	事業内容
再生樹脂製造販売事業	廃棄されたタイルカーペットに対して当社グループの独自技術により再生処理を行い再度タイルカーペットの製造に利用できる合成樹脂製品として販売しております。
産業廃棄物処理事業	主として首都圏で排出される建築系廃棄物の収集運搬・中間処理を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場(平成 28 年 6 月 30 日現在)

①当社

本 社	東京都中央区
工 場	千葉工場(千葉県八千代市)

②子会社

株式会社ジーエムエス	本社(東京都中央区)、リファイン1(東京都葛飾区)、TACS3(東京都大田区)
インバースプロダクツ株式会社	本社(千葉県八千代市)、工場(千葉県八千代市)

(7) 使用人の状況(平成28年6月30日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数(名)	前連結会計年度末比増減
再生樹脂製造販売事業	24	—
産業廃棄物処理事業	69	14名増
全社(共通)	30	8名増
合計	123	22名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、臨時雇用者の総数が使用人数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
31(9)名	4名増(4名増)	42.9歳	5.6年

- (注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を( )外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況(平成28年6月30日現在)

借入先	借入残高(千円)
株式会社商工組合中央金庫	274,890
城北信用金庫	273,800
株式会社日本政策金融公庫	246,370
株式会社みずほ銀行	58,345

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、平成28年7月28日付で、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場に新規上場いたしました。

## 2. 会社の現況

(1) 株式の状況(平成28年6月30日現在)

①発行可能株式総数	5,000,000株
②発行済株式の総数	1,288,310株
③株主数	52名

④大株主(上位 10 名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社産業革新機構	250,000 株	19.4%
MSIVC2008V 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三井住友海上キャピタル株式会社	133,000	10.3
越智 晶	124,760	9.7
住友商事株式会社	119,250	9.3
住江織物株式会社	105,000	8.2
三井住友海上 C2005V 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三井住友海上キャピタル株式会社	100,000	7.8
NVCC6 号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本ベンチャーキャピタル株式会社	75,400	5.9
越智 敏裕	60,500	4.7
九州ベンチャー投資事業有限責任組合 清算人 九州ベンチャーパートナーズ株式会社	53,750	4.2
株式会社新生銀行	44,000	3.4

(2) 新株予約権等の状況

①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第7回新株予約権	
発行決議日	平成 26 年2月7日	
新株予約権の数	10,000 個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 50,000 株 (新株予約権1個につき5株)	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,000 円	
新株予約権の行使期間	平成 28 年2月8日から 平成 36 年2月7日まで	
行使の条件	(注)1	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 10,000 個 目的となる株式数 50,000 株 保有者数 1名

(注)1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権を保有する者(以下「権利者」という。)について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
  - (2) 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
  - (3) 権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
2. 平成 28 年5月 11 日付で行った1株を5株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる

株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

- ②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

③その他新株予約権等の状況

	第4回新株予約権	第6回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日	平成20年9月29日	平成23年9月28日	平成28年4月22日
新株予約権の数	393個	16,000個	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,965株 (新株予約権1個につき5株)	普通株式 80,000株 (新株予約権1個につき5株)	普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき5株)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	4,576円	20円	2,000円
新株予約権の行使期間	平成22年9月30日から 平成30年9月29日まで	平成23年9月29日から 平成33年9月28日まで	平成28年4月22日から 平成38年4月22日まで
新株予約権の行使の条件	(注)1	(注)1	(注)2

- (注)1. (1)新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権を保有する者(以下「権利者」という。)について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議によって取得事由の生じた新株予約権の行使を認めない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (2)新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (3)権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数(会社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍)でなければならないが、1株(会社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数)未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
2. (1)新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は権利者について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2)新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (3)権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数でなければならないが、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- 3.平成28年5月11日付で行った1株を5株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
- 4.上記の新株予約権は、いずれも職務執行の対価として付与したものではありません。



(3) 会社役員の場合

①取締役及び監査役の状況(平成28年6月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	越智 晶	株式会社ジーエムエス取締役会長 インバースプロダクツ株式会社代表取締役社長
取締役	堀内 賢一	最高技術責任者兼製造部長 インバースプロダクツ株式会社取締役
取締役	大谷 淳	経営管理部長
取締役	加志村 竜彦	事業開発部長 株式会社ジーエムエス取締役
取締役	松村 順也	研究開発部長
取締役	瀧澤 陵	株式会社ジーエムエス代表取締役社長
取締役	鮫島 卓	AGキャピタル株式会社代表取締役社長
取締役	山中 尚哉	
常勤監査役	小林 孝実	株式会社ジーエムエス監査役 インバースプロダクツ株式会社監査役
監査役	片岡 敬三	有限会社マーキュリー 取締役 株式会社ホスピタルマネジメント研究所 監査役
監査役	丸吉 龍一	公認会計士丸吉龍一事務所 代表 ライブラ税理士法人 代表

- (注) 1. 取締役鮫島卓氏及び山中尚哉氏は、社外取締役であります。
2. 監査役片岡敬三氏及び丸吉龍一氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役小林孝実氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査役丸吉龍一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 平成28年4月22日開催の臨時株主総会終結の時をもって、社外取締役の鎌水英樹氏及び中村勝亮氏は辞任によりそれぞれ退任いたしました。鎌水英樹氏の退任時における重要な兼職は、Sansan株式会社 社外取締役、株式会社 NejiLaw 社外取締役及び株式会社 GRA アグリプラットフォーム 社外取締役であります。
5. 当社は、鮫島卓氏及び丸吉龍一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

②責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額(千円)
取締役 (うち社外取締役)	6名 (一)	34,500 (一)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	5,400 (2,400)
合 計 (うち社外役員)	13名 (6名)	39,900 (2,400)

(注) 1.上記には、平成 28 年4月 22 日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役 2 名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成 16 年3月1日開催の臨時株主総会において、年額5億円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成 16 年3月1日開催の臨時株主総会において、年額5千万円以内と決議いただいております。

④社外役員に関する事項

イ.他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役鮫島卓氏は、AGキャピタル株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役鎌水英樹氏は、Sansan株式会社、株式会社NejiLaw及び株式会社GRAアグリプラットフォームの社外取締役であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役片岡敬三氏は、有限会社マーキュリーの取締役及び株式会社ホスピタルマネジメント研究所の監査役であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役丸吉龍一氏は、公認会計士丸吉龍一事務所及びライブラ税理士法人の代表であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主な活動状況
鮫 島 卓	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会 14 回のすべてに出席し、会社の経営者としての見地から、取締役会の意思決定について適切で様々な助言・提言を行っております。
山 中 尚 哉	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会 14 回のすべてに出席し、主に出身分野である製造業の経験・見地から助言・提言を行っております。
鎌 水 英 樹	社外取締役	平成 28 年4月 22 日に辞任するまでに開催した取締役会 10 回すべてに出席し、主に出身分野である投資業務を通じて培ってきた財務面の知識・見地から助言・提言を行っております。
中 村 勝 亮	社外取締役	平成 28 年4月 22 日に辞任するまでに開催した取締役会 10 回のうち9回出席し、主に出身分野である投資業務を通じて培ってきた財務面の知識・見地から助言・提言を行っております。

氏名	地位	主な活動状況
片岡 敬三	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会 14 回及び監査役会 14 回のすべてに出席し、数社監査役として培ってきた豊富な経験・見地から、助言・提言を行っております。
丸吉 龍一	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会 14 回及び監査役会 14 回のすべてに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

①名称

新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,500 千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑤会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分内容の概要は以下のとおりです。

(1) 処分対象 新日本有限責任監査法人

(2) 処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3月(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・業務改善命令(業務管理体制の改善)

(3) 処分理由

- ・新日本有限責任監査法人は、株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、上記監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したこと。
- ・同監査法人の運営が著しく不当と認められたこと。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### 1. 当社及び子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 事業活動における法令、企業倫理、社内規程の遵守を確保するため、遵守すべき基本的な事項を「コンプライアンス規程」に定め、当社グループの役員及び従業員に周知徹底を図る。
- ② コンプライアンス委員会を設置し、法令、定款、社内規程及び行動規範等、職務の執行に当たり遵守すべき具体的な事項についての浸透、定着を図り、コンプライアンス違反を未然に防止する体制を構築する。
- ③ 定期的に内部監査を実施し、それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ④ 「内部通報規程」により、公益通報者保護法への対応を図り、通報窓口の活用を行いコンプライアンスに対する相談機能を強化する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」に基づき、定められた期間保存するものとする。

#### 3. 当社及び子会社の損失の危険(以下「リスク」という。)の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社及び子会社から成る企業集団の経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに対して、リスクの大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、リスクを最小限にするべく対応を行う。
- ② リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として、「リスク管理規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

#### 4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 毎月1回取締役会を開催し、取締役と監査役が出席し重要事項の決定並びに審議・意見の交換を行い、各取締役は連携して業務執行の状況を監督する。
- ② 環境変化に対応した当社グループ全体の将来ビジョンと目標を定めるため、連結ベースの中期経営計画及び単年度予算を策定する。連結経営計画及び連結年度予算を達成するため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」により、取締役、従業員の責任を明確にし、業務の効率化を徹底する。

#### 5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「関係会社管理規程」に基づき、子会社及び関連会社に対する適切な経営管理を行うものとする。
- ② 連結対象子会社に対しては、定期的に当社内部監査担当より内部監査を実施するとともに、当社監査役が必要に応じて監査を行い、業務の適正を確保する体制を整備する。

#### 6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社企業グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- ② 当社及び子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

**7. 監査役の職務を補助する従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査役から職務を補助すべき従業員を置くことを求められた場合は、適切な人材を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容(組織、人数、その他)については相談し、検討する。
- ② 前号の従業員に対する指揮命令権限は、監査役に帰属する。また当該従業員の人事異動及び考課については、事前に常勤監査役に報告を行い、同意を得ることとする。

**8. 当社及び当社子会社の取締役及び従業員、又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制**

- ① 監査役は、当社取締役会等の重要な会議に出席し、取締役及び従業員から重要事項に係る報告を受ける。また子会社を管掌する取締役・従業員からも適宜重要事項に係る報告を受ける。
- ② 監査役は、当社並びに子会社の主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて担当する取締役又は従業員等にその説明を求める。
- ③ 当社取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。
- ④ 子会社統括部署は、子会社の役職員から報告された、当該子会社に損害を及ぼすおそれがある事実等について、監査役に報告する。

**9. 上記8.の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制**

- ① 上記8.の報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

**10. 監査役職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

- ① 監査役は、職務の執行に必要な費用について請求ことができ、当社は当該請求に基づき必要な支払いを行う。

**11. その他監査役職務の実効性を確保するための体制**

- ① 代表取締役社長と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつこととする。
- ② 監査役は、内部監査担当者と連携し、監査の実効性を確保する。
- ③ 監査役は、会計監査人との間で適宜意見交換を行う。
- ④ 監査役は毎月の監査役会を通じて監査の実効性や改善すべき事項について継続的に検討することとする。

**12. 反社会的勢力を排除するための体制**

- ① 当社及び子会社は、「コンプライアンス規程第5条(遵守事項)」に基づき、反社会的勢力との関係遮断に取り組むこととする。
- ② 警察当局や暴力団追放運動推進都民センター、顧問弁護士等の外部専門機関とも十分に連携し、情報の共有化を図り、反社会的勢力を排除する体制を整備する。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社は、コンプライアンス体制を強化することを目的として、「コンプライアンス委員会」を設置しております。当該委員会は、原則として四半期に1回開催し、取締役及び従業員に対するコンプライアンス意識の向上に向けた取り組みを行っております。また、内部通報窓口の設置を周知し、内在する問題の早期発見等に向けた取り組みを進めております。
- ② リスク管理に関する協議については基本的に経営会議で行っており、事業環境の変化、関係法令の改正等を踏まえ、全社的なリスクの把握・評価を行っております。

- ③ 当社の監査役は、監査役会を定期的(毎月1回以上)に開催して情報交換を行っております。また、取締役会、経営会議及びコンプライアンス委員会等重要な会議に出席し情報を収集すること、取締役との定期的な意見交換の実施や内部監査担当者と連携すること、及び子会社の取締役や使用人との意思疎通を図ることにより、監査の実効性の向上を図っております。

#### 4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(備考)本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成 28 年6月 30 日 現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>【流動資産】</b>	1,120,974	<b>【流動負債】</b>	623,713
現金及び預金	739,833	支払手形及び買掛金	37,667
受取手形及び売掛金	296,551	短期借入金	6,000
商品及び製品	8,516	1年内返済予定の長期借入金	313,964
仕掛品	99	リース債務	18,386
原材料及び貯蔵品	13,017	未払金	101,700
前払費用	28,446	未払費用	22,208
繰延税金資産	5,571	未払法人税等	74,672
その他	29,714	未払消費税等	23,777
貸倒引当金	△777	賞与引当金	21,165
<b>【固定資産】</b>	371,595	その他	4,171
有形固定資産	322,320	<b>【固定負債】</b>	579,867
建物及び構築物	77,450	長期借入金	533,441
機械装置及び運搬具	552,588	リース債務	46,426
工具、器具及び備品	59,309	<b>負債合計</b>	<b>1,203,581</b>
土地	102,100	/	
リース資産	74,402	/	
建設仮勘定	1,620	/	
減価償却累計額	△545,150	/	
無形固定資産	1,092	/	
投資その他の資産	48,181	/	
繰延税金資産	1,565	/	
敷金及び保証金	35,012	/	
その他	12,624	/	
貸倒引当金	△1,021	/	
<b>資産合計</b>	<b>1,492,569</b>	/	
		<b>(純資産の部)</b>	
		<b>【株主資本】</b>	288,988
		資本金	300,000
		資本剰余金	348,038
		利益剰余金	△359,049
		<b>純資産合計</b>	<b>288,988</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>1,492,569</b>

## 連結損益計算書

〔 自 平成 27 年 7 月 1 日  
至 平成 28 年 6 月 30 日 〕

(単位:千円)

科目	金額	
売上高		2,120,959
売上原価		1,459,622
	売上総利益	661,337
販売費及び一般管理費		394,255
	営業利益	267,081
営業外収益		
受取利息	133	
受取配当金	15	
貸倒引当金戻入額	351	
受取保険料	1,705	
その他	936	3,140
営業外費用		
支払利息	14,055	
株式上場準備費用	8,828	
その他	291	23,175
	経常利益	247,047
特別利益		
固定資産売却益	2,491	2,491
特別損失		
固定資産売却損	7	
固定資産除却損	36	
減損損失	3,961	4,004
	税金等調整前当期純利益	245,533
法人税、住民税及び事業税	87,612	
法人税等調整額	△6,856	80,756
	当期純利益	164,777
	親会社株主に帰属する当期純利益	164,777



## 連結株主資本等変動計算書

〔 自 平成 27 年 7 月 1 日  
至 平成 28 年 6 月 30 日 〕

(単位:千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当連結会計年度期首残高	300,000	348,038	△523,827	124,211	124,211
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			164,777	164,777	164,777
当連結会計年度変動額合計	-	-	164,777	164,777	164,777
当連結会計年度末残高	300,000	348,038	△359,049	288,988	288,988

## 連結注記表

### 【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### 連結子会社の状況

すべての子会社を連結しております。

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社ジーエムエス  
インバースプロダクツ株式会社

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### たな卸資産

- ・商品及び製品 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)
- ・仕掛品 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)
- ・原材料及び貯蔵品 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2~26年
機械装置及び運搬具	2~8年
工具器具備品	2~15年

###### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

###### ③ リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金:債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金:従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理:消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【会計方針の変更に関する注記】

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第 22 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第 7 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第 58-2 項(4)、連結会計基準第 44-5 項(4)及び事業分離等会計基準第 57-4 項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類及び 1 株当たり情報に与える影響額はありません。

【連結貸借対照表に関する注記】

担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	113,427 千円
土地	102,100 千円
計	215,527 千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	6,000 千円
1 年内返済予定の長期借入金	32,880 千円
長期借入金	169,840 千円
計	208,720 千円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 1,288,310 株
  
2. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 141,965 株

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入による方針であります。また、多額の資金を要する設備投資などの案件については資金需要が発生した時点で市場の状況等を勘案の上、銀行借入及び増資等の最適な方法により調達する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、ほぼすべてが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、基本的にリスクの低い短期のものに限定しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)管理

当社グループは与信管理規程に伴い外部の信用調査機関の活用等により顧客ごとに格付けを行い、与信枠を設定するとともに顧客ごとの回収期日管理及び債権残高管理と合わせて顧客の財務状況の悪化などによる回収懸念の早期把握等によるリスクの軽減を図っております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

該当事項はありません。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、経営管理部が資金繰計画表に基づき、適時に更新することにより管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価額がないため合理的に算定された価額によっております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	739,833	739,833	—
(2) 受取手形及び売掛金	296,551	296,551	—
(3) 未払金	101,700	101,700	—
(4) 未払法人税等	74,672	74,672	—
(5) 長期借入金	847,405	873,578	26,173

(\*)1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

(注)金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未払金、(4)未払法人税等

これらは短期間で決済または納付されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### 【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額 224円32銭

1株当たり当期純利益 127円90銭

(注)1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当連結会計年度に行いました株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

## 【重要な後発事象に関する注記】

### 1. 公募増資

当社は平成 28 年 6 月 23 日及び平成 28 年 7 月 8 日開催の取締役会において、下記のとおり新株式の発行を決議し、平成 28 年 7 月 27 日に払込が完了いたしました。

(1)	募集株式の種類及び数	当社普通株式 90,000 株
(2)	発行価格	1株につき 1,700 円
(3)	払込金額	1株につき 1,564 円
(4)	払込期日	平成 28 年 7 月 27 日
(5)	資本組入額	1 株につき 782 円
(6)	発行価額の総額	140,760 千円
(7)	払込金額の総額	140,760 千円
(8)	資本組入額の総額	70,380 千円
(9)	募集方法	一般募集
(10)	資金の用途	再生樹脂製造販売事業における再生ナイロン製品の量産化のため、当社子会社インバースプロダクツ株式会社が設置する予定のナイロン再生設備への設備投資として平成 29 年 6 月期に全額充当する予定であります。

### 2. 新株予約権の行使

平成 28 年 7 月 28 日から平成 28 年 8 月 2 日にかけて第 6 回新株予約権の一部について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概要は次のとおりであります。

(1)	発行した株式の種類及び株式数	当社普通株式 80,000 株
(2)	行使新株予約権個数	16,000 個
(3)	行使価額総額	1,600 千円
(4)	増加した資本金の額	800 千円
(5)	増加した資本準備金の額	800 千円

### 3. 第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

当社は平成 28 年 6 月 23 日及び平成 28 年 7 月 8 日開催の取締役会において、大和証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売り出し(貸株人から借入れる当社普通株式 24,700 株の売り出し)に関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、平成 28 年 8 月 30 日に払込を受けております。

(1)	発行株式の種類及び数	当社普通株式 24,700 株
(2)	払込金額	1株につき 1,564 円
(3)	払込期日	平成 28 年 8 月 30 日
(4)	資本組入額	1株につき 1,564 円
(5)	増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額 19,315 千円
		増加する資本準備金の額 19,315 千円
(6)	払込金額の総額	38,630 千円
(7)	割当先	大和証券株式会社
(8)	資金の用途	1. 公募増資(10)資金の用途と同一であります。

## 貸借対照表

(平成 28 年6月 30 日 現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>【流動資産】</b>	600,836	<b>【流動負債】</b>	366,022
現金及び預金	445,411	買掛金	38,927
売掛金	76,684	1年内返済予定の長期借入金	264,884
製品	6,775	未払金	36,985
貯蔵品	3,428	未払費用	10,437
前渡金	6,314	未払法人税等	2,352
前払費用	13,664	未払消費税等	1,514
未収還付法人税等	20,375	預り金	1,754
その他	28,247	賞与引当金	9,165
貸倒引当金	△64	<b>【固定負債】</b>	422,751
<b>【固定資産】</b>	299,261	長期借入金	422,751
有形固定資産	80,402	<b>負債の部合計</b>	<b>788,773</b>
建物	41,109	<b>(純資産の部)</b>	
機械及び装置	401,634	<b>【株主資本】</b>	111,324
車両運搬具	4,270	資本金	300,000
工具、器具及び備品	9,524	資本剰余金	348,038
建設仮勘定	1,620	資本準備金	300,000
減価償却累計額	△377,756	その他資本剰余金	48,038
投資その他の資産	218,859	利益剰余金	△536,713
関係会社株式	191,000	その他利益剰余金	
出資金	150	繰越利益剰余金	△536,713
敷金及び保証金	27,709	<b>純資産合計</b>	<b>111,324</b>
<b>資産合計</b>	<b>900,098</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>900,098</b>

## 損益計算書

〔 自 平成 27 年 7 月 1 日  
至 平成 28 年 6 月 30 日 〕

(単位:千円)

科目	金額	
売上高		742,129
売上原価		600,009
	売上総利益	142,120
販売費及び一般管理費		198,209
	営業損失	56,089
営業外収益		
受取利息	112	
受取配当金	100,821	
受取賃借料	9,686	
業務受託料	71,206	
その他	58	181,885
営業外費用		
支払利息	10,207	
減価償却費	9,783	
株式上場準備費用	8,828	
その他	186	29,005
	経常利益	96,790
	税引前当期純利益	96,790
法人税、住民税及び事業税	921	921
	当期純利益	95,868



## 株主資本等変動計算書

〔 自 平成 27 年 7 月 1 日  
至 平成 28 年 6 月 30 日 〕

(単位:千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準 備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	300,000	300,000	48,038	348,038	△632,582	△632,582	15,456	15,456
当期変動額								
当期純利益					95,868	95,868	95,868	95,868
当期変動額合計	-	-	-	-	95,868	95,868	95,868	95,868
当期末残高	300,000	300,000	48,038	348,038	△536,713	△536,713	111,324	111,324

## 個別注記表

### 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品 総平均法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

仕掛品 総平均法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品 総平均法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～26年

機械及び装置 2～8年

車両運搬具 2～4年

工具、器具及び備品 2～15年

##### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【会計方針の変更に関する注記】

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	100,000 千円
--------	------------

(2) 担保に係る債務

長期借入金	100,000 千円
-------	------------

2. 偶発債務(保証債務等)

下記関係会社のリース会社からのリース債務について債務保証を行っております。

株式会社ジーエムエス	6,038 千円
------------	----------

3. 関係会社に対する金銭債権・債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	33,881 千円
短期金銭債務	40,016 千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	37,658 千円
-----	-----------

仕入高	395,687 千円
-----	------------

その他	924 千円
-----	--------

営業取引以外の取引による取引高	80,892 千円
-----------------	-----------

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	2,828	千円
子会社株式	538,373	千円
繰越欠損金	81,275	千円
その他	2,303	千円
繰延税金資産小計	624,780	千円
評価性引当額	△624,378	千円
繰延税金資産合計	402	千円
繰延税金負債		
労働保険	402	千円
繰延税金負債合計	402	千円
繰延税金資産の純額	—	千円

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(法人)	住友商事株式会社	被所有直接 9.3	当社製品の販売	製品の販売(注1)	285,529	売掛金	42,557

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 再生樹脂製品の販売については、市場価格を勘案して一般的取引と同様に決定しております。
- (注2) 取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- (注3) 住友商事株式会社は平成 28 年4月 11 日付で関連当事者に該当しないこととなっております。上記の取引金額は関連当事者であった期間の取引金額であり、期末残高は関連当事者でなくなった時点の残高であります。

## 2. 子会社関連会社等

(単位:千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社ジーエムエス	所有直接 100%	産業廃棄物処理受託先 役務の提供 当社の廃棄物処理委託先 経費の立替 役員の兼務 債務保証	産業廃棄物処理受託(注1)	26,566	売掛金	4,527
				修繕保守(注2)	520		
				業務受託(注3)	40,986	未収金	3,808
				経費の立替(注4)	—	立替金	748
				経費の被立替(注5)	—	未払金	1,162
				産業廃棄物処理委託(注6)	924	買掛金	—
				リース債務保証(注7)	6,038	—	—
	インバースプロダクツ株式会社	所有直接 100%	当社製品の販売 商品の仕入 経費の立替 役員の兼務	製品の販売(注8)	10,571	売掛金	1,229
				商品の仕入(注9)	395,687	買掛金	38,854
				経費及び人件費の立替(注10)	—	未収金	10,148
				業務受託(注11)	30,220	立替金	13,418
				機械の貸与(注12)	9,686		

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注 1) 産業廃棄物処理の受託については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
- (注 2) 設備に係る修繕保守については、株式会社ジーエムエスと交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。
- (注 3) 業務支援受託料については、株式会社ジーエムエスと交渉の上、一般取引条件と同様に決定しております。
- (注 4) 当社は、株式会社ジーエムエスにおける経費の立替を行っております。
- (注 5) 当社は、経費について一部株式会社ジーエムエスに立替を依頼しております。
- (注 6) 産業廃棄物処理の委託については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
- (注 7) 当社は、株式会社ジーエムエスのリース契約に対して債務保証をしております。なお、保証料は受け取っておりません。
- (注 8) 再生樹脂製品の販売については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
- (注 9) 再生樹脂商品の仕入については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
- (注 10) インバースプロダクツ株式会社における人件費及び経費の立替を行っております。
- (注 11) 業務支援受託料については、インバースプロダクツ株式会社と交渉の上、一般取引条件と同様に決定しております。
- (注 12) インバースプロダクツ株式会社に対し機械の貸与を行っております。なお、機械使用料については、減価償却費相当額としております。
- (注 13) 取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額 86円41銭

1株当たり当期純利益 74円41銭

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当連事業年度に行いました株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

## 【重要な後発事象に関する注記】

### 1. 公募増資

当社は平成 28 年 6 月 23 日及び平成 28 年 7 月 8 日開催の取締役会において、下記のとおり新株式の発行を決議し、平成 28 年 7 月 27 日に払込が完了いたしました。

(1) 募集株式の種類及び数	当社普通株式 90,000 株
(2) 発行価格	1株につき 1,700 円
(3) 払込金額	1株につき 1,564 円
(4) 払込期日	平成 28 年 7 月 27 日
(5) 資本組入額	1 株につき 782 円
(6) 発行価額の総額	140,760 千円
(7) 払込金額の総額	140,760 千円
(8) 資本組入額の総額	70,380 千円
(9) 募集方法	一般募集
(10) 資金の使途	再生樹脂製造販売事業における再生ナイロン製品の量産化のため、当社子会社インバースプロダクツ株式会社を設置する予定のナイロン再生設備への設備投資として平成 29 年 6 月期に全額充当する予定であります。

### 2. 新株予約権の行使

平成 28 年 7 月 28 日から平成 28 年 8 月 2 日にかけて第 6 回新株予約権の一部について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概要は次のとおりであります。

(1) 発行した株式の種類及び株式数	普通株式 80,000 株
(2) 行使新株予約権個数	16,000 個
(3) 行使価額総額	1,600 千円
(4) 増加した資本金の額	800 千円
(5) 増加した資本準備金の額	800 千円

### 3. 第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

当社は平成 28 年 6 月 23 日及び平成 28 年 7 月 8 日開催の取締役会において、大和証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売り出し(貸株人から借入れる当社普通株式 24,700 株の売り出し)に関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、平成 28 年 8 月 30 日に払込を受けております。

(1) 発行株式の種類及び数	当社普通株式 24,700 株
(2) 払込金額	1株につき 1,564 円
(3) 払込期日	平成 28 年 8 月 30 日
(4) 資本組入額	1株につき 1,564 円
(5) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額 19,315 千円 増加する資本準備金の額 19,315 千円
(6) 払込金額の総額	38,630 千円
(7) 割当先	大和証券株式会社
(8) 資金の使途	1. 公募増資(10)資金の使途と同一であります。

独立監査人の監査報告書

平成 28 年 8 月 30 日

リファインバース株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 川口 宗夫<sup>Ⓔ</sup>

公認会計士 鳥羽 正浩<sup>Ⓔ</sup>

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、リファインバース株式会社の平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リファインバース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 28 年 8 月 30 日

リファインバース株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士 川口 宗夫 <sup>Ⓔ</sup>
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 鳥羽 正浩 <sup>Ⓔ</sup>
業務執行社員	

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、リファインバース株式会社の平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日までの第 13 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 27 年7月1日から平成 28 年6月 30 日までの第 13 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

該当事項はありません。

平成 28 年 9 月 6 日

リファインバース株式会社 監査役会

常勤監査役 小林 孝実 ㊟

社外監査役 片岡 敬三 ㊟

社外監査役 丸吉 龍一 ㊟

以上

## 株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋人形町三丁目 10 番 1 号  
かしきち人形町ビル 6階  
リファインバース株式会社本社会議室

ご来場お待ち申し上げます。



**最寄り駅**

都営浅草線

人形町駅 A4 出口

徒歩 1 分

※駐車場の用意は致しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。